

2 章

緑あふれる環境を備えた 快適なまちづくり

- | | |
|-----|-----------------|
| 1 節 | 環境の保全 |
| | 1 項 環境保全の推進 |
| | 2 項 循環型社会の推進 |
| 2 節 | 都市基盤の確立 |
| | 1 項 秩序ある都市環境の形成 |
| | 2 項 住宅環境の整備 |
| | 3 項 上下水道サービスの提供 |
| | 4 項 道路整備の推進 |
| | 5 項 公共交通機能の充実 |
| | 6 項 情報環境の充実 |

2 章

緑あふれる環境を備えた快適なまちづくり

1 節 環境の保全

1 項 環境保全の推進

基本方針

- 身近な自然環境を守るため、動植物の生息実態を調査するとともに、自然環境の保全に向けた市民活動を促進します。
- 環境汚染を防止するため、大気、水質、土壌などの状況を監視し、必要に応じて工場などへの立ち入り調査や指導を行います。

○地球温暖化を防止するため、秋田市環境基本計画^(注1)に基づき、市民や事業者の温室効果ガス^(注2)の発生抑制に関する自主的な取り組みを促進します。

○市民の環境意識の向上をはかるため、環境教育や環境学習をサポートするほか、環境活動団体や地域の連携をはかりネットワークの構築につとめます。

主要施策

2 - 1 - 1 - 1

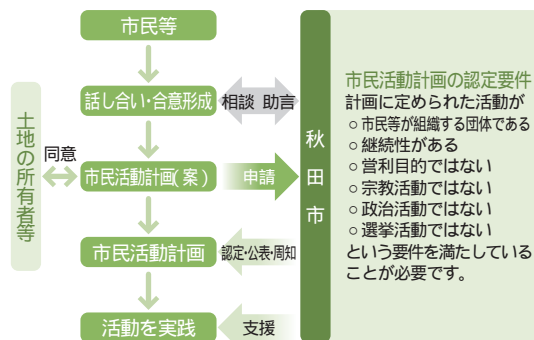
自然環境保護の推進

(1) 市民活動計画の推進

身近な自然環境を保全するため、地域住民などが作成した自然環境保全市民活動計画^(注3)を、秋田市自然環境保全条例^(注4)に基づいて認定し、その計画による市民の活動を支援します。

また、これらの活動を紹介しながら、新たな市民活動計画の立ち上げを促します。

●自然環境保全市民活動計画について



(2) 河辺・雄和地域自然環境現況調査

本市の自然環境の現況を把握するため、平成16年度に実施した旧秋田市域の調査に続き、河辺・雄和地域においても動植物の生息状況調査^(注5)を行い、その結果を自然環境保護の推進に役立てるとともに、環境学習にも活用します。

【新県都プラン】自然環境保全事業

●平成16年度自然環境調査結果

	既存資料調査		現地調査		合計(重複考慮)	
	全確認種数	希少種数	全確認種数	希少種数	全確認種数	希少種数
魚介類	72	16	59	12	82	16
底生動物	165	6	307	14	350	15
植物	54	11	958	76	992	84
昆虫類	1,405	60	1,970	13	2,489	62
鳥類	171	59	97	18	175	60
哺乳類	9	3	14	7	14	7
両生類	9	0	14	1	15	1
爬虫類	4	0	10	1	10	1
合計(重複考慮)	1,889	151	3,429	139	4,127	241

注1) 秋田市環境基本計画

市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる、恵み豊かな環境を確保することを目的に、秋田市環境基本条例に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する基本的な計画。

注2) 温室効果ガス

二酸化炭素、メタンなど、地表から放射された赤外線の一部吸収することによって温室効果をもたらす気体。

注3) 自然環境保全市民活動計画

自然環境の保全、回復および創出に寄与するものとして、市が秋田市自然環境保全条例に基づいて認定した活動計画。

注4) 秋田市自然環境保全条例

自然環境の保全や回復、創造に関する、市や事業者、市民の責務を明らかにし、自然環境の保全などに関する必要な事項を定めることにより、市民が親しむことのできる身近で良好な優れた自然環境を確保することを目的とする条例。

注5) 生息状況調査

一定の区域の野生動植物などの生息状況を把握するための調査。

(3) 農地・森林の保全

水資源のかん養、災害の防止など様々な公益的機能を持つ農地や森林について、保全に関する意識啓発を進めるとともに、市民との役割分担のもと、その保全につとめます。

(4) 命のつなぎ(種の保存)事業

絶滅危惧種イヌワシの種の保存や大森山に生息する希少淡水魚ゼニタナゴ^(注6)の保全活動とともに環境保護に関する啓発を進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
河辺・雄和地域自然環境現況調査 〔調査実施対象となる生物分野 ^(注7) 〕	-	2 分野

2 - 1 - 1 - 2

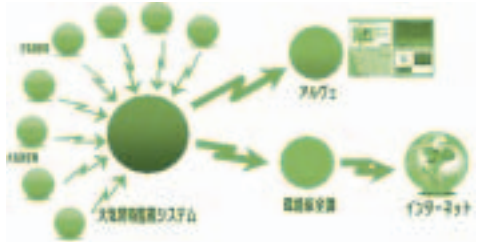
環境汚染防止策の推進

(1) 大気環境の保全事業

大気環境を保全するため、24時間大気の監視を行う大気常時監視システム^(注8)の機能の向上をはかり、市内 9 局の測定局舎に配置した測定機器37台により監視につとめるとともに、工場などへの立ち入り調査を行います。

また、監視で得られたデータを、インターネットなどを通じて広く情報提供し市民の環境への意識を喚起するなど、大気環境の保全に役立てます。

● 環境監視システムのイメージ図



注6) ゼニタナゴ

河川やため池などに生息するコイ科に属する小魚。関東地方以北の本州に分布する日本固有種である。生息環境の悪化や繁殖に必要な二枚貝の激減により全国的に減少しており、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されている。

注7) 調査実施対象となる生物分野

魚介類、底生動物(ヤゴなど)、陸貝、植物、陸上昆虫とクモ類、鳥類、両生類、爬虫類、哺乳類。

注8) 大気常時監視システム

市内各地の大気測定局に配置された測定機の測定値をリアルタイムに収集し、大気の状態を監視するシステム。

注9) ダイオキシン類

急性毒性のほか発がん性や免疫・生殖への影響があるといわれている物質。

(2) 水質環境の保全事業

水質環境を保全するため、河川などの水質を調査し、汚染の状況や経年変化を監視するとともに、工場などへの立ち入り調査を行います。

また、調査で得られたデータを公開し、環境に対する市民の意識を喚起するなど、水質保全に役立てます。

(3) 生活環境の保全事業

身近な生活環境を保全するため、工場などから発生する騒音、振動および悪臭について、発生源に対する指導を行います。

また、道路の騒音や振動を調査し、必要な場合には道路管理者などに要請や要望を行います。

(4) ダイオキシン類や有害化学物質の監視および発生抑制

ダイオキシン類^(注9)や有害化学物質^(注10)による汚染を防止するため、大気、水質、土壌中の濃度を監視するとともに、発生源となる工場などへの立ち入り調査を行います。

また、調査結果を公表し、自主規制を促します。

(5) 大気中のアスベスト濃度の監視および発生抑制

アスベスト^(注11)による健康被害を防止するため、大気中の濃度を監視するとともに、アスベスト除去作業の指導を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
大気環境の保全事業 〔環境基準 ^(注12) の達成率〕	87.5%	100.0%
水質環境の保全事業 〔環境基準健康項目 ^(注13) の達成率〕	96.2%	100.0%

注10) 有害化学物質

人間の健康や生態系に悪影響をおよぼす化学物質の総称。

注11) アスベスト

石綿 イシワタまたはセキメンともいわれる、天然に存在する繊維状の鉱物。吸い込んだ繊維が肺の組織に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になる。

注12) 環境基準

環境基本法第16条により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」のこと。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染などについて定められている。

注13) 健康項目

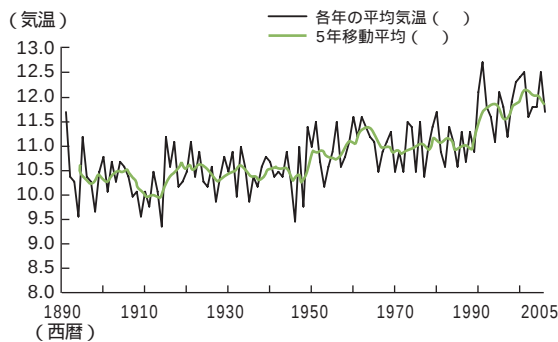
水質汚濁にかかる環境基準の一つで、カドミウム、ヒ素、PCBなど、人の健康を害する恐れのある26項目をいう。

2 - 1 - 1 - 3
地球温暖化防止の促進

(1) 温室効果ガスの排出の低減

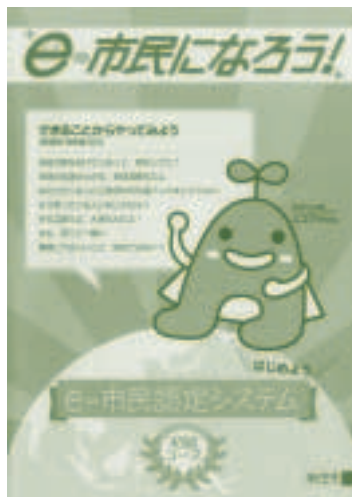
地球温暖化防止を進めるため、省エネルギーや省資源、新エネルギー^(注14)の推進など総合的な取り組みを盛り込んだ秋田市環境基本計画に基づき、各家庭や事業所などでの温室効果ガス排出の低減を促進します。

●秋田市における年平均気温の推移



(2) 市民版ISO事業

温室効果ガスの低減につながるよう、市民が市民版ISO^(注16)(通称：e - 市民認定システム)に参加し、各家庭のエネルギー使用状況を、他の参加家庭や過去の状況と比較しながら、見直しができる仕組みの普及につとめます。



● e - 市民認定システム初級コースの応募用紙

注14) 新エネルギー

石油の代替に特に寄与するもので、太陽光発電・風力発電などの自然エネルギー、バイオマス^(注15)発電、廃棄物による発電・熱利用、燃料電池などを指す。

注15) バイオマス

農作物や木材など、動植物に由来する有機物でエネルギーとして利用できるもの。ただし、原油、石油ガス、天然ガス、石炭を除く。

2 - 1 - 1 - 4
環境教育・学習の推進

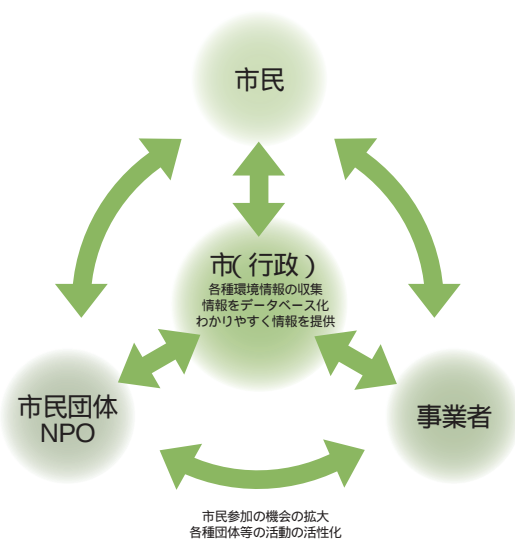
(1) 環境教育・学習サポート事業

環境にやさしい人づくりを進めるため、学校における環境教育や市民団体などの環境学習の場に講師派遣や資料提供などの支援を行うとともに、子どもから大人までを対象として環境に対する意識の向上をはかります。

(2) 環境ネットワーク事業

より多くの市民が様々な環境活動の場に参加し、環境意識の向上がはかれるよう、秋田市環境活動推進協議会^(注17)や環境NPO^(注18)などの活動情報を収集するとともに、各団体に対し、市が収集・保有している環境情報や環境学習プログラムなどを提供しながら、環境活動団体間のネットワーク化につとめ、活動の活性化をはかります。

●環境ネットワーク事業イメージ図



注16) 市民版ISO

各家庭において省エネやごみ減量などの環境負荷を低減するための行動に環境マネジメントシステムISO14001の概念を取り入れた仕組み。ISOとは、工業製品など世界標準規格を定めている国際標準化機構(International Organization for Standardization)の略称。

(3) 地域環境活動促進事業

市民の環境意識の向上をはかり、地域の環境活動を促進するため、環境リーダーを育成するとともに、地域が主体となつて行う環境活動を支援し、行政・事業者・市民の協働による活動を推進します。

(4) 環境都市あきた宣言事業

各種団体の会議や展示などを通じ、環境を正しく理解し、行政・事業者・市民などの参加と協働により、保全のための取り組みを進

める必要があることなどを宣言した、環境都市あきた宣言^(注19)の周知をはかります。

また、宣言の主要な理念の一つである環境教育・環境学習を推進するため、将来を担う大学生などを環境学習の新たな指導者として育成します。

目標

指標	現況	21年度目標
環境教育・学習サポート事業 〔市が実施する環境教育・学習事業への参加者の数〕	1,706人 (17年度)	2,000人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
3 地球温暖化防止の促進	【市】 地球温暖化防止手法の啓発 各事業における温室効果ガスの削減 エコあきた行動計画の推進 【市民】 日常における温暖化防止の取り組み e - 市民認定システムへの参加	
4 環境教育・学習の推進	【市】 環境教育・学習基盤の整備 環境活動を行う団体への支援 【市民(事業者)】 自主的な環境学習への取り組み 【市民】 自主的な環境学習への取り組み 地域が主体となった環境美化活動	環境リーダーとなる人材の育成 具体的なプログラム、ネットワークの充実

注17) 秋田市環境活動推進協議会

市民、事業者、行政のパートナーシップのもとに、協働して環境活動に取り組み、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上をはかることを目的として平成13年7月に設立された協議会。

注18) NPO (Non Profit Organization)

継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

注19) 環境都市あきた宣言

先人から引き継いだ恵み豊かな環境を将来の世代に残していくため、平成16年度を本市の「環境都市元年」と位置づけ、秋田市環境基本計画で掲げる望ましい環境像である「人にも地球にもやさしいあきた」の実現をめざすことを、広く内外に向け平成16年7月19日に宣言したものの。

2 項 循環型社会の推進

基本方針

- 循環型社会^(注1)を推進するため、家庭や事業所におけるごみの発生抑制、再使用、再生利用の取り組みに向けた意識啓発につとめます。
- ごみの減量を促進するため、正しい分別や効果的な減量方法を紹介するほか、環境貯金箱作戦^(注2)などを通じて市民の理解を深めるとともに、市民参加によるごみ減量計画を作成します。

○新エネルギー^(注3)の導入を促進するため、公共施設への新エネルギー設備の導入をはかるほか、市民や事業者への関連情報提供などにつとめます。また、新エネルギーとしての、バイオ燃料^(注4)の利活用を促進します。

○廃棄物の適正処理をはかるため、家庭ごみなどの廃棄物を安全に収集し、環境に配慮しながら適切に処理するほか、不法投棄対策などを実施します。また、老朽化したごみ処理施設を更新します。

主要施策

2 - 1 - 2 - 1

廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進

(1) 家庭系廃棄物減量・再資源化事業

家庭から出されるごみの再資源化を促すため、資源化物の集団回収など、市民がリサイクルに参加しやすい仕組みを拡充するほか、地域における自主的なリサイクル活動を支援します。

(2) 事業系廃棄物減量・再資源化事業

事業者から出されるごみの再資源化を促すため、ごみの排出・分別状況を調査するとともに、訪問活動などによる意識啓発を行い、自主的な取り組みを促進します。

また、ごみを多量に排出する事業者の減量計画書の提出や管理責任者の配置などのルールづくりを行います。

(3) 粗大ごみ戸別収集事業

家庭系の粗大ごみについて、排出が困難な市民に配慮して全戸個別の収集を行うとともに、収集した粗大ごみの再資源化を進めます。

(4) 古紙回収事業

家庭から排出される古紙類について、資源化物の集団回収のほか、ごみ集積所に排出される古紙類を回収し、資源の循環をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
事業系廃棄物減量・再資源化事業 〔事業系一般廃棄物（資源化物除く）の年間排出量〕	48,932t (17年度)	42,437t

21年度時点で減量される6,495tは、小学校のプール（25m）で約80杯分に相当します。

2 - 1 - 2 - 2

ごみ減量活動の促進

(1) 環境貯金箱作戦

市民にごみ処理の現状や減量への理解を深めてもらうため、ごみの減量により節約できた処理経費を積み立て、市民に還元する「環境貯金箱作戦」を進め、市民の意識向上をはかるとともに、水切りや紙類の分別徹底などごみの減量につながる取り組みを促進します。

注1) 循環型社会

廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進、適正処分の確保によって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。

注2) 環境貯金箱作戦

市民の出すごみが減って節約されたごみ処理経費を、一時的に環境貯金箱に貯め、その後、環境活動やごみ減量など、市民の役に立つ事業に活用する取り組み。

注3) 新エネルギー

石油の代替に特に寄与するもので、太陽光発電・風力発電などの自然エネルギー、バイオマス^(注4)発電、廃棄物による発電・熱利用、燃料電池などを指す。

注4) バイオ燃料

食用油、トウモロコシ、サトウキビ、木材などの有機廃棄物からつくられるアルコール燃料やその他合成ガスなど。

(2) 家庭系ごみ分別推進事業

ごみの減量をさらに進めるため、ごみに関する出前講座を開催し、市民に正しい分別方法や効果的な減量方法を紹介するなど、各家庭や地域での自主的な取り組みを支援します。
【新県都プラン】一般廃棄物減量事業（ごみダイエット作戦）

(3) ごみ減量活動推進事業

市民のごみ減量活動を促進するため、市民参加のもと、今後の減量に向けた施策や取り組みなどを定めた減量計画を作成します。

また、家庭ごみに占める割合が高い生ごみなどの有機性廃棄物^{注6)}の排出抑制と有効利用をはかるため、たい肥化など、活用方法について調査・研究を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
ごみ減量活動の促進 〔市民一人一日あたりの家庭系ごみ（資源化物除く）の排出量〕	645g (17年度)	563g以下

2 - 1 - 2 - 3

廃棄物の適正処理の推進

(1) ごみ収集の実施

ごみ集積所に排出された家庭ごみ、資源化物を安全かつ確実に収集します。また、現在、市の直営と民間委託により実施している収集業務について、現行のサービスを維持しながら、段階的に民間委託を実施します。

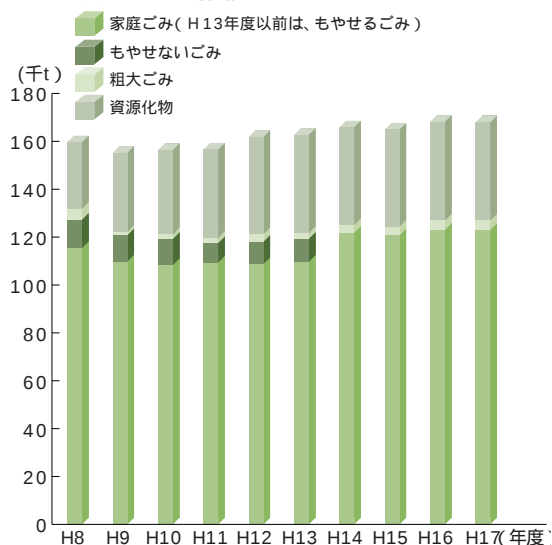
(2) ごみの適正な処理

溶融、焼却、破砕などの中間処理を安全、安定的に実施し、循環資源の回収と発生する熱エネルギーの有効利用をはかりながら、排ガスや最終処分によって生ずる環境負荷の低減に配慮したごみの適正処理を行います。

注5) バイオマス

農作物や木材など、動植物に由来する有機物でエネルギーとして利用できるもの。ただし、原油、石油ガス、天然ガス、石炭を除く。

● ごみ処理量の推移



(3) 不法投棄対策

不法投棄を未然に防止するため、広報などによる市民意識の啓発をはかるとともに、不法投棄監視員などによるパトロール



● 監視カメラ(みてるくん)

や監視カメラ(みてるくん)の整備により、監視体制を強化します。

【新県都プラン】不法投棄未然防止強化対策事業

(4) 廃棄物処理施設等の監視・指導

廃棄物処理施設設置者や処理業者および排出事業者に対して、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、指導・監督につとめます。

(5) 焼却施設更新事業

総合環境センター 3 号炉は老朽化が進み、処理能力の低下や連続運転日数が減少していることから、焼却施設の更新による廃棄物処理施設の整備をはかります。

注6) 有機性廃棄物

食品廃棄物や家畜ふん尿、下水汚泥など有機質が含まれ、資源として利用可能な廃棄物。

(6) し尿などの適正な処理

し尿など^(注7)については、処理施設を設計した時点から総量が減少し、また性状も大きく異なってきました。この状況に対応し、環境負荷の低減に配慮しながら安定的に適正な処理が持続されるよう、運転・維持管理を行います。

2 - 1 - 2 - 4

新エネルギー導入の促進

● アルヴェの太陽光発電



(1) 新エネルギーに関する情報の収集や提供

新エネルギーの導入を推進するため、公共施設の新設時には、環境配慮の視点を盛り込み、新エネルギー設備の導入をはかります。

また、新エネルギーに関する情報を収集し、市民や事業者への提供につとめます。

(2) バイオ燃料の利活用の促進

農作物や木材などの有機廃棄物を原料に製造されるバイオ燃料の利活用を促進するとともに、原料として活用できる資源作物の調査・研究を行います。

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進	【市】 廃棄物の排出抑制・再資源化策の推進 資源が円滑に循環する社会の構築 グリーン購入運動 ^(注8) など製品の利用促進 【市民】 リサイクル活動への協力	製品の「生産」「流通」「消費」「廃棄」の各段階における廃棄物の発生を抑制する仕組みへの転換のための、行政と市民の一体的な取り組み
2 ごみ減量活動の促進	【市】 ごみ減量に関する情報を提供 効果的な仕組みづくりや減量施策の実施 【市民】 ごみをできるだけ出さない生活を意識	市民の主体的、実践的な行動の進展のための、情報の提供と学習機会の確保
3 廃棄物の適正処理の推進 (3) 不法投棄対策 (4) 廃棄物処理施設等の監視・指導	【市】 広報活動などによる市民意識の啓発 パトロールや監視カメラの整備による不法投棄の監視強化 事業者などに対する指導・監督 【市民（事業者）】 ルールを守った廃棄物の処理	

注7) し尿など
くみ取りされた、し尿と浄化槽汚泥の混合液をいう。

注8) グリーン購入運動
環境への負荷の少ない商品やサービスを優先的に購入する取り組み。

2 節 都市基盤の確立

1 項 秩序ある都市環境の形成

基本方針

- 県都にふさわしい都市機能の集積と適切な配置を促進するため、市民の自主的なまちづくり意識の向上をはかりながら、市街地におけるバランスのとれた各種都市基盤の整備につとめます。
- 投資効率の高いコンパクトで成熟した市街地の形成をはかるため、無秩序な市街地の外延的拡大を抑制します。
- 緑豊かな都市環境の形成をはかるため、緑の保全・創出、緑化の普及・啓発につとめます。
- 都市空間の質的向上をはかるため、市民一人ひとりの手による快適でうるおいのある都市景観の形成を促進します。
- 墓地需要および火葬需要に対応するため、墓地・斎場の整備を計画的に進めます。

主要施策

2 - 2 - 1 - 1 土地区画整理事業^{注1)}の実施

(1) 秋田駅東第三地区土地区画整理事業

秋田駅東第一、第二地区に続き、それらの北側に隣接する区域内における都市計画道路^{注2)}、区画道路^{注3)}、特殊道路^{注4)}、公園などを整備し、良好な市街地の形成をはかります。

(2) 秋田駅西北地区土地区画整理事業

秋田駅西口の北側に位置する区域内に、都市計画道路、区画道路、特殊道路、公園などの都市基盤を整備し、商業、居住など、多様な都市機能の集積が可能となる、秋田駅周辺にふさわしい市街地の形成をはかります。

(3) その他の地区の土地区画整理事業

土地区画整理事業の都市計画決定区域のうち、未着手および一部未着手地区（8地区、

392ha）については、土地利用の実情や現行の基盤整備の水準などを見極めながら、地区のニーズに合ったまちづくりを実現するため、整備手法の見直しを含め検討します。

(4) 土地区画整理組合などによる事業化の促進

都市の基盤整備は、公共団体による施行のみならず、民間活力による開発整備も重要であることから、土地区画整理法に基づく個人、土地区画整理組合および区画整理会社による事業化を誘導・促進します。

目標

指標	現況	21年度目標
秋田駅東第三地区土地区画整理事業 〔進捗率〕	28.4% (17年度)	40.0%
秋田駅西北地区土地区画整理事業 〔進捗率〕	33.2% (17年度)	53.0%

注1) 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、換地（土地の交換分合）と減歩（地権者からの用地一部提供）により、公共用地を生み出すことで、道路や公園等公共施設の整備改善と宅地の利用増進をはかる事業。

注2) 都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設としての道路。

注3) 区画道路

土地区画整理事業により整備される生活道路。

注4) 特殊道路

自転車、歩行者専用道路。

2 - 2 - 1 - 2

開発指導の実施

(1) 市街化区域の開発指導

市街化区域^(注5)においては、秋田市宅地開発に関する条例^(注6)に基づき、自然環境との調和をはかりながら、道路や公園、調整池などの公共施設と一体となった宅地開発が計画的に行われるよう指導します。

(2) 市街化調整区域の開発指導

市街化調整区域^(注7)の開発については、都市計画法の許可基準に照らし合わせ、必要に応じて、都市計画などの方針や地域の実情を勘案したうえで、個別具体的に対応します。

また、市街化調整区域の大規模開発については、市街地の外延的拡大を防ぐため、基本的に抑制します。

(3) 河辺・雄和地域の開発指導

区域区分^(注8)が定められていない河辺都市計画区域の開発については、無秩序なスプロールの開発^(注9)を規制するため、1,000㎡以上の面積の開発行為について、市街化区域と同一の基準で公共施設の整備などが行われるよう指導します。

2 - 2 - 1 - 3

都市緑化の促進

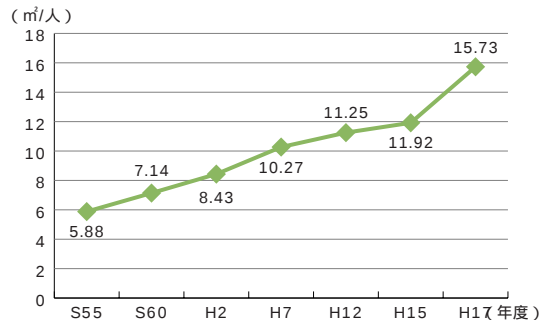
(1) 都市緑化推進事業

緑豊かなうらおいとやすらぎのある都市環境の形成をめざし、市民との連携のもと、緑化の普及や保全など、都市緑化の推進と緑化意識の向上をはかります。

(2) 都市公園整備事業

緑豊かな都市環境の形成をはかるため、地域の意見を取り入れながら、市民が身近に感じられる市街地の街区公園^(注10)などの都市公園^(注11)の整備を計画的に進めます。

● 市民一人あたり公園面積の推移



目標

指標	現況	21年度目標
都市緑化推進事業 〔公園愛護協会の注12が管理する公園の数〕	193公園	238公園

2 - 2 - 1 - 4

都市景観の向上

(1) 良好な都市景観の形成

良好な都市景観の形成をはかるため、建築物などの建築行為の届出による意匠・形態の規制、敷地内緑化の誘導を行うとともに、景観形成の取り組みに対する支援および市民啓発につとめます。

良好な景観の形成や、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の掲出について規制、誘導につとめます。

注5) 市街化区域

都市計画区域のうち、都市住民に健康で文化的な生活を保障し、機能的な経済活動を確保するために、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域として、都市計画法に基づいて計画決定された区域。

注6) 秋田市宅地開発に関する条例

優良な宅地開発を促進するとともに、計画的で秩序あるまちづくりを促進し、良好な住環境の整備をはかることを目的とした条例(平成14年7月制定)。

注7) 市街化調整区域

市街化区域に対し、市街化を抑制する区域として、都市計画法に基づいて計画決定された区域。

注8) 区域区分

都市計画区域を、市街化を促進する「市街化区域」と抑制する「市街化調整区域」に区分し、都市計画決定すること。

注9) スプロールの開発

開発行為により市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

注10) 街区公園

都市公園のうち、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした公園。

注11) 都市公園

都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園・緑地。都市住民全般的の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした総合公園や、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした街区公園など、14種類の都市公園がある。

注12) 公園愛護協会の

公園の草刈り、清掃および見回りなどを自主的に行う、地域の町内会などで結成された団体。

(2) 秩序ある都市環境の形成

風致地区^(注13)内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの規制、指導により、良好な自然環境を保全するとともに、秩序ある都市環境の形成をはかります。

また、地区計画区域^(注14)内の建築物の用途、構造および敷地に関する規制、指導により、適正な都市機能と健全な都市環境の保全につとめます。

(3) まちづくりルールの導入支援

良好な住環境の形成のため、講習会の開催などにより、都市景観地区^(注15)や地区計画^(注16)、建築協定^(注17)など、地域住民が自ら定めるまちづくりルール^(注18)の導入を支援します。

目標

指標	現況	21年度目標
まちづくりルールの導入支援 〔ワークショップ等の開催回数〕	6回 (16～18年度)	10回 (19～21年度)

2 - 2 - 1 - 5

墓地・斎場の整備

(1) 墓地の整備

市民の新たな墓地需要に応えるため、新規墓地の整備をはかります。

また、既存の市営墓地については、墓地使用者が安全に使用できるよう施設の整備を行います。

【新県都プラン】墓地公園改修事業

(2) 斎場の改築

市民の火葬需要に応えるため、斎場の整備をはかります。

【新県都プラン】斎場改築事業

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
2 開発指導の実施	【市】 条例などによる適切な指導 公共施設の計画的な整備の指導 【市民(宅地開発業者)】 良好な宅地開発の促進	
3 都市緑化の促進	【市】 都市公園の整備促進 樹木交付制度 ^(注19) などによる緑化の推進 【市民】 緑化意識の向上 公園づくり・管理への参加	
4 都市景観の向上 (1) 良好な都市景観の形成 (2) 秩序ある都市環境の形成	【市】 良好な都市景観形成への支援、誘導 広告物の規制、誘導 【市民】 周辺環境への配慮 適正な広告物の設置	都市景観に対する市民意識の啓発
4 都市景観の向上 (3) まちづくりルールの導入支援	【市】 まちづくりルールの実現化に向けた手続きや支援 【市民】 住民発意によるまちづくりルールの検討と提案	リーダーの育成と関係住民の合意形成

注13) 風致地区
市街地近郊の自然景勝地・史跡・水辺・丘陵の緑地・緑の多い住宅地等を対象とし、自然景観などを保護するために定める地区。

注14) 地区計画区域
地区計画が都市計画決定された区域。

注15) 都市景観地区
緑あふれる美しい街並みや伝統的な街並みなど、優れた都市景観を創造し保全していくために市が定める地区。市民は市にその指定を求めることができる。

注16) 地区計画
人々の暮らしの基礎的な「地区」を単位として、道路、公園などの地区施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などについて、きめ細かなルールを定め、地区の特性をいかしたまちづくりを定めた計画。

注17) 建築協定
地区住民が全員の合意によって、建築基準法上の一般的な規制以上の独自ルールを定めて、これをお互いに守りあっていくことで良好な生活環境を維持しようとする協定。

注18) まちづくりルール
都市計画法や建築基準法により定められているまちづくりのルールから一歩踏み込んだ、地区独自の都市景観や地区計画、建築協定など住民自らが定めるまちづくりや街並みに関するルール。

注19) 樹木交付制度
生垣用苗木の交付や緑地協定締結者への苗木交付を行う制度。

2 項 住宅環境の整備

基本方針

- 安全で快適に暮らすことができるよう、良質な住宅および良好な住環境の形成をはかります。
- 多様化する住宅ニーズに応えるため、まちなか^(注1)への居住の促進や、高齢者の住み替え支援を含めた、住宅市場の環境整備をはかります。

●公的賃貸住宅の現状（戸）

公的賃貸住宅総数	公営住宅		改良住宅 県営	特定優良賃貸住宅			その他住宅 市営	雇用促進住宅
	市営	県営		市営	県営	民間		
4,826	2,338	1,698	108	38	12	60	32	540

H18.3.31現在

主要施策

2 - 2 - 2 - 1
良質な住宅の確保

(1) 良質な住宅および良好な住環境の形成

住生活の向上をはかるため、地域の住宅事情や特性を踏まえた秋田市住生活基本計画^(注5)を策定します。

また、これに基づき、既存住宅の耐震化・バリアフリー化の推進などによる良好な住環境の形成や、高齢者の住み替えを支援する住宅循環システム^(注6)など、住宅市場の環境整備をはかります。

【新県都プラン】住宅マスタープラン推進事業

●住宅ストックの現状（戸）

住宅総数	持家		借家			
			公営	公団・公社	民営	給与住宅
126,898	80,010	45,092	4,116	744	36,075	4,157

住宅ストックとは、ある一時点におけるすべての住宅の数や状況である。
住宅総数は居住世帯のある住宅の総数であり、持家・借家の別が不明なものも含まれている。

H15 住宅・土地統計調査

注1) まちなか

秋田駅から二丁目橋に至る広小路と中央通りにはさまれた区域（中央街区約16.8ha）を中心とする中心市街地活性化基本計画で規定する区域。

注2) 住宅困窮者

経済的または社会的理由によって、市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難な者。

注3) 耐震化

昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた、既存の建築物の耐震性能を高めるために、壁を増やしたり、筋かいを入れたり、基礎を補強するなどの改修工事を行うこと。

- 住宅困窮者^(注2)の居住の安定をはかるため、公的賃貸住宅を再整備します。

- 良好な住宅環境を確保するため、地区住民の発意による自らのまちのルールづくりを支援し、建築物による近隣住民とのトラブルの未然防止につとめます。また、安全安心な建築物の推進のため、指導体制の強化や、耐震化^(注3)・バリアフリー^(注4)化を促進します。

(2) まちなかへの居住の促進

まちなかへの居住を促進するため、中心市街地などの中堅ファミリー^(注7)向けの良質な賃貸住宅を供給する事業などに対して補助を行うほか、市営住宅の整備に向け手法を検討します。

(3) 既設市営住宅建替事業

老朽化の著しい5団地を統廃合し、新屋比内町に市営住宅、集会所、公園および社会福祉施設などをPFI^(注8)手法により整備し、住宅困窮者の居住の安定をはかります。

●建設年度別市営住宅数

建設年度	～S29	S30～S39	S40～S49	S50～S59	S60～H6	H7～H16
管理戸数	12	230	480	549	829	270

H18.3.31現在

注4) バリアフリー

高齢者や障害者などが生活していくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。バリアフリー化された住宅とは、身体機能が低下しても、安心して住み続けられるように、床の段差の解消等に加え、十分な廊下幅の確保などに配慮した住まい。

注5) 秋田市住生活基本計画

平成18年に新たに施行された住生活基本法に基づき、新秋田市住宅マスタープランを改定し策定する、市民の住生活の安定の確保および向上の促進に関する基本的な計画。

注6) 住宅循環システム

高齢者世帯のマンション等への住み替えなどにより生じる中古住宅を、一戸建て志向のある子育て世帯に賃貸することにより、多様な住宅ニーズに応じた居住形態の選択の拡大をはかるシステム。

(4) 既設市営住宅改善事業

既設市営住宅の外壁などを改修するほか、高齢者・障害者などが安全・快適に利用できるよう、住戸内にバリアフリー対策を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
良質な住宅および良好な住環境の形成 〔誘導居住面積水準 ^(注9) 達成率〕 〔バリアフリー化された戸建住宅の割合〕	63.6% 50.8%	64.5% 58.5%
既設市営住宅建替事業 〔整備を計画している市営住宅に対する整備済みの住宅の割合〕	12.1%	55.6%

● 居住面積の現状

住宅(世帯)総数	最低居住面積水準未達		誘導居住面積水準達成	
	世帯数	未達率	世帯数	達成率
126,898	3,809	3.0%	80,709	63.6%

H15 住宅・土地統計調査

住宅総数には、最低居住面積水準以上であり誘導居住面積水準未達の住宅も含まれる。

2 - 2 - 2 - 2

建築指導の実施

(1) 中高層建築物の紛争予防への支援

中高層建築物の紛争予防^(注7)を支援し、良好な生活環境や魅力あるまちづくりを実現するため、住民自らが建築計画などのルールを定めることができる建築協定^(注11)の締結に向けて、講習会の実施などにより支援します。

(2) 建築物の安全性向上の推進と既存建築物の防災対策の促進

審査・検査体制の強化や違反建築物の是正指導の強化により、安全安心な建築物の確保を推進します。

注7) 中堅ファミリー

低額所得者を対象とした市営住宅などの公営住宅に入居できない中位の所得がある世帯。

注8) PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営などに、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本整備をはかる事業手法。

注9) 誘導居住面積水準

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要なと考えられる住宅の面積に関する水準。

また、耐震化やバリアフリー化に関する市民への啓発や助言により、既存建築物の防災対策を促進します。

● 建築物の耐震改修工事



(3) バリアフリー向上プラン策定に向けた調査・研究

バリアフリーの視点によるまちづくりを進めるため、ハード面に限らず、ソフト面を含む幅広い分野を見据えながら、バリアフリー向上プランの策定に向けた総合的な調査・研究を進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
中高層建築物の紛争予防への支援 〔市民の要請によるまちづくり講習会開催数〕	1 回 (16～18年度)	6 回 (19～21年度)
建築物の安全性向上の推進と既存建築物の防災対策の促進 〔耐震化率〕	78.0%	83.0%

注10) 中高層建築物の紛争予防

中高層建築物の建築にともなう日照の障害、風害、電波障害、工事騒音および振動など、近隣居住者と中高層建築物建築主との間の紛争予防をいう。本市では、平成11年に秋田市中高層建築物の建築にかかる紛争の予防および調整に関する条例を定めている。

注11) 建築協定

地区住民が全員の合意によって建築基準法上の一般的な規則以上の独自のルールを定めて、これをお互いに守りあっていくことで良好な生活環境を維持しようとする協定。

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 良質な住宅の確保	【市】 住宅市場の環境整備 既設市営住宅の改善 【市民】 既存住宅の耐震化、バリアフリー化の実施	住宅の耐震化などの安全意識の啓発
2 建築指導の実施 (1) 中高層建築物の紛争予防への支援	【市】 まちづくり情報の発信による技術的支援 【市民】 まちづくりへの主体的な取り組み	市民、事業者、行政との連携強化による多角的な支援体制づくり
2 建築指導の実施 (2) 建築物の安全性向上の推進と既存建築物の防災対策の促進	【市】 耐震改修技術・事例・支援制度などの情報発信 【市民】 リフォーム時の耐震改修の実施	関係団体との役割分担の明確化と密接な連携

3 項 上下水道サービスの提供

基本方針

- 快適な市民生活や企業の経済活動を支えるため、安全で良質な水道水を安定的に供給します。

- 環境にやさしく、快適な暮らしのために、生活排水処理を実施します。

- 良質な上下水道サービスを将来にわたって提供するため、効率的な経営を続けます。

主要施策

2 - 2 - 3 - 1

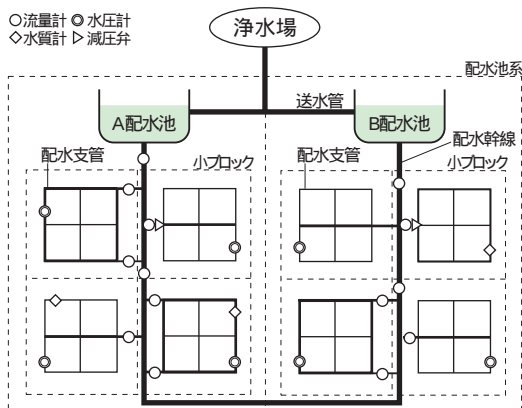
安全な水の安定供給

(1) 配水ブロック化の推進

漏水箇所により迅速な復旧、断水範囲の最小化、災害時における水道水の相互融通、水圧・水量・水質といった配水状況の詳細な把握などを可能とする配水ブロック化^{注1)}を進めます。

●配水ブロックのイメージ図

○流量計 ●水圧計
◇水質計 ▷減圧弁



注1) 配水ブロック化

市街地全体に網の目状に埋設されている水道管を河川や道路、鉄道、地盤高などで区分けすること。配水ブロック化の整備計画は、市内全域を対象に、平成20年度までを第1期、25年度までを第2期、30年度までを第3期として、整備対象地域の面的整備を進めるもの。

注2) 浄水場

水源から取水した原水をきれいにして、飲料水をつくる施設。

(2) 老朽配水管の更新等

配水ブロック化整備計画のなかで、第2期以降の整備対象となっている地域については、老朽配水管の更新、鉛製給水管の交換、配水管未整備地区の解消につとめます。

【新県都プラン】老朽配水管更新事業(河辺地域・雄和地域)

【新県都プラン】石綿セメント管更新事業(河辺地域)(19年度終了)

(3) 浄水場などの施設改良

浄水場^(注2)など老朽化の進んでいる基幹施設を計画的に更新するとともに、今後減っていく給水量に応じて、施設規模の適正化を進めます。

【新県都プラン】浄水場施設改良事業(河辺地域)

【新県都プラン】仁井田・雄和送水施設整備事業

【新県都プラン】水道施設遠方監視装置整備事業、南雄和簡易水道整備事業は、上記2事業に包含して実施

(4) 配水幹線の整備

各配水ブロックに水道水を安定的に供給するため、適正な口径と強度を持つ、より信頼性の高い配水幹線を計画的に整備します。

(5) 水質検査体制の充実

水質検査の適正化と透明性の確保のため、水質検査計画^(注3)に基づき、雄物川や地下水などの水源から蛇口までのきめ細やかな水質管理を実施します。

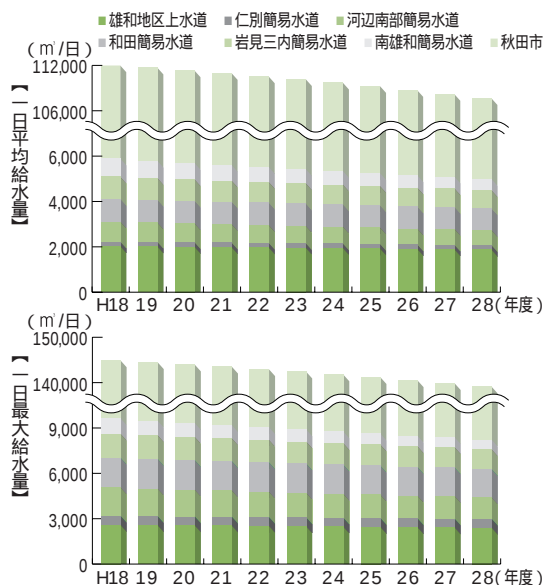
目標

指標	現況	21年度目標
安全な水の安定供給 〔有効率 ^(注4) 〕	93.4% (17年度)	95.0%

2 - 2 - 3 - 2

生活排水の適切な処理

● 水需要の予測



(1) 公共下水道の整備

汚水の適切な処理、トイレの水洗化といった生活環境の改善や、河川など公共用水域の水質保全のため、計画的に下水管の整備を進めます。

また、損傷の著しい老朽管の改築や下水管の機能の延命をはかるとともに、下水管のたるみや宅内への汚水の逆流、道路への流出などの問題を解消するため、計画的に不良箇所 の布設替えを進めます。

【新県都プラン】公共下水道管渠建設事業(河辺地域・雄和地域)

(2) 合流式下水道の改善

汚水と雨水を同一の下水管で処理している区域では、未処理の汚水が雨天時に雨水とともに河川や海に流出することがあることから、水質保全や公衆衛生の確保などのため、合流式下水道^(注5)の改善を進めます。

注3) 水質検査計画

水質基準に適合した安全な水道水を供給するために、毎年度、検査項目ごとの採水地点や頻度などを定めている計画。

注4) 有効率

1年間の総給水量に占める、有効水量(水道料金として徴収できる水の量)と有効無収水量(消火用水など水道料金として徴収はできないが有効に活用された水の量)の合計の割合。

注5) 合流式下水道

汚水と雨水を同じ下水管で集めて処理する方式。

(3) 処理場の更新

老朽化が著しい八橋終末処理場の機械および電気設備などを年次計画に基づき効率的に更新します。

●秋田市八橋下水道終末処理場



(4) 接続率と水洗化率の向上

公共下水道への接続やトイレの水洗化が、すみやかに行われるよう、市の広報やホームページを活用した啓発活動のほか、融資あっせん制度の活用を促進し、公共下水道の接続率や水洗化率の向上をはかります。

(5) 農業集落排水事業の推進

農村生活環境の改善と農業用排水路や河川の水質保全をはかるため、計画的に農業集落排水事業を推進します。

【新県都プラン】農業集落排水事業(金足地区、河辺岩見地区)

(6) 浄化槽の整備

生活環境の保全と公衆衛生の向上をはかるため、下水道事業整備区域および農業集落排水整備区域以外の区域のうち、市設置型浄化槽^(注6)の整備計画のある区域の住宅に市設置型の浄化槽を整備します。また、それ以外の区域については、住宅に浄化槽を設置しようとする個人に設置費用の一部を助成します。

【新県都プラン】農業集落排水事業(河辺鵜養地区、雄和神ヶ村地区、雄和繋地区)

事業手法を変更し、市設置型浄化槽により整備を実施

目標

指標	現況	21年度目標
公共下水道の整備 〔公共下水道普及率〕 (市の人口のうち、公共下水道の利用が可能な人口の割合)	84.3% (17年度)	88.0%
〔水洗化率〕 (公共下水道の利用可能な人口のうち、実際に水洗トイレを使用している人口の割合)	82.8% (17年度)	87.0%
農業集落排水事業の推進 〔農業集落排水供用人口〕	10,829人 (17年度)	12,192人
浄化槽の整備 〔市設置型浄化槽設置基数〕	66基	306基

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 安全な水の安定供給	【市】 送配水管や浄水場などの計画的な施設整備と維持管理 適正な水質検査の実施など水道水の水質確保 窓口サービスの充実など市民の利便性向上策の実施 【市民】 宅地部分の給水装置の維持管理 貯水槽水道の水質検査など適切な管理 道路漏水の通報 水道メーターの確認など定期的な漏水点検	市民との役割分担に関する理解促進とその効果的PR
2 生活排水の適切な処理 (1) 公共下水道の整備 (2) 合流式下水道の改善 (3) 処理場の更新 (4) 接続率と水洗化率の向上	【市】 公共汚水ます、下水管などの計画的な施設整備と維持管理 放流水質の適正な管理 窓口サービスの充実など市民の利便性向上策の実施 【市民】 宅地部分の排水設備の維持管理 マンホールや公共汚水ますの異常、道路陥没などの発見時の通報 油を流さないなど下水道を快適に使用するための注意事項の遵守	市民との役割分担に関する理解促進とその効果的PR

注6) 市設置型浄化槽

公共下水道や集落排水によって生活排水が処理できない地区で、自己の居住の用に供する住宅などについて、市が各戸ごとに設置し維持管理する浄化槽。

4 項 道路整備の推進

基本方針

- 快適で利便性と安全性の高い道路網を形成するため、幹線道路と生活道路の整備を進め、交通環境の整備充実をはかります。

- 誰もが安全で安心して通行できる快適な道路環境を確保するため、道路を常に良好な状態に保持します。

主要施策

2 - 2 - 4 - 1

幹線道路の整備

(1) 都市計画道路の整備

都市の骨格をなす、都心・市街地・外周部の三環状道路^(注1)と、これらを結ぶ放射状道路を軸に、道路ネットワークの強化・充実をはかるため、都市計画道路^(注2)を整備するとともに、秋田県が事業主体となっていく都市計画道路の整備費用の一部を負担します。

【新県都プラン】幹線道路整備事業（南部中央線）
【新県都プラン】街路事業（土崎駅前線・20年度完了）（割山南浜線）

現在、割山南浜線は幹線道路整備事業として整備予定
【新県都プラン】県施行街路事業負担金（秋田中央道路・千秋広面線・川尻広面線・秋田駅東中央線・新屋土崎線）

(2) 国道整備の促進

国道7号下浜バイパスや国道13号河辺拡幅など、国道の整備促進に向けた取り組みを進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
都市計画道路の整備 〔整備率〕	74.4% (17年度)	76.3%
幹線道路整備事業 〔進捗率〕		
南部中央線（茨島工区）	53.0%	100.0%(20年度)
割山南浜線（茨島工区）	-	49.0%
街路事業 〔進捗率〕		
土崎駅前線	71.0%	100.0%(20年度)
秋田環状線（築山工区）	81.0%	100.0%(20年度)
新屋十軒町線（築山工区）	81.0%	100.0%(20年度)
外旭川新川線（八橋工区）	12.0%	76.0%
明田外旭川線（手形工区）	87.0%	100.0%(19年度)
泉外旭川線（泉工区）	-	5.0%
住宅市街地基盤整備事業 〔進捗率〕		
新都市大通線	37.0%	100.0%(19年度)
上北手雄和線	34.0%	100.0%(20年度)
県施行街路事業（負担金） 〔進捗率〕		
秋田中央道路	88.0%	100.0%(19年度)
川尻広面線（寺町工区）	70.0%	100.0%
秋田駅東中央線	89.0%	100.0%(19年度)
横山金足線（飯島北工区）	68.0%	22年度完成
新屋土崎線（山王工区）	62.0%	100.0%
千秋広面線（手形工区）	52.0%	23年度完成

注1) 三環状道路

- 市の中心部から外側に向かって以下の3つの環状をなす道路。
- ・都心環状道路：都市計画道路のうち、川尻広面線、明田外旭川線、秋田環状線、臨海新川向線、川尻総社線などによって、都心の外側で環状を形成する道路。
- ・市街地環状道路：御所野追分線（国道7号および13号）横山金足線などによって市街地の外側で環状を形成する道路。

- ・外周部環状道路：秋田外環状道路（秋田自動車道）、南部中央線、新屋豊岩線、国道7号南バイパス、秋田港口部横断道路（秋田港の飯島と向浜地区を結ぶ構想道路）、大浜上新城線などによって都市の外周部で環状を形成する道路。

注2) 都市計画道路
都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設としての道路。

2 - 2 - 4 - 2

地域内道路の整備と維持管理

(1) 道路の改良

安全で快適な道路環境の改善をはかるため、道路の拡幅・線形・交差点などの改良を行うとともに、老朽化が著しい橋りょうの架け替えを進めます。

また、高齢者、障害者を含むすべての人にやさしい歩行空間の整備につとめるとともに、沿道の空閑地を災害時の避難場所や堆雪場として有効活用する方策を研究します。

【新県都プラン】道路改良事業(鹿野戸安養寺線)

(2) 舗装道の整備

生活環境の向上をはかるため、未舗装の市道整備を進めるとともに、私道などの整備費の一部を補助します。

(3) 電線共同溝^{注3)}整備事業

安全で快適な歩行空間の確保や都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性や都市景観の向上をはかるため、電線の地中化を推進します。

(4) 道路の維持補修

道路機能を保持し、安全に通行できる空間を確保するため、橋りょうや地下道、側溝などの道路施設を適切に補修・改良することにより、施設の保全と延命化をはかります。

(5) 道路の緑化整備

気候風土とまちの景観に適した、病害虫が発生しにくく維持管理しやすい樹種の選定を行い、街路樹の植樹を実施します。

また、街路樹の適切な維持管理により、都市の景観向上や環境保全、交通安全など、道路利用者や沿線住民に快適な緑の空間を提供するとともに、街路樹の延命化をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
道路の改良 交差点改良事業 〔整備率〕 (鉄砲町交差点) (大学病院入口交差点)	89.5% -	100.0% 100.0%
橋りょう整備事業 〔整備率〕 (猿田川端橋) 人にやさしい歩道づくり事業 〔整備率〕 (川尻広面線)	- 4.0%	100.0% 75.4%
電線共同溝整備事業 〔整備率〕 (大堰反線) (秋田環状線)	98.9% -	100.0% 98.9%

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
2 地域内道路の整備と維持管理 (1) 道路の改良 (2) 舗装道の整備 (4) 道路の維持補修 (5) 道路の緑化整備	【市】 舗装や側溝などの道路施設の補修・改良 幹線道路の定期的なパトロールによる安全確保 【市民】 生活道路(幹線歩道部含む)の側溝清掃や草刈りなどの軽易な維持管理 地域道路の危険箇所などの情報提供	

注3) 電線共同溝

電力線や通信線などの電線類を道路の地下空間に共同で収容するための施設。

5 項 公共交通機能の充実

基本方針

- 市民の移動の円滑化を促進するため、鉄道、バス、自動車などの交通機関の連携と役割分担を確立します。

- 少子高齢社会に対応した市民の移動手段の確保と充実のため、運行ニーズの高いバス路線の維持をはかるとともに、地域特性や利用状況に応じた公共交通の再構築に取り組みます。

主要施策

2 - 2 - 5 - ①

公共交通ネットワークの強化

(1) 公共交通ネットワークの強化

市民の日常生活における移動の円滑化をはかるため、鉄道、バス、自動車、さらには、地域特性や利用状況に応じて、今後、導入を検討するデマンド交通^(注1)などによる各交通機関の役割分担や交通結節点における乗り継ぎの利便性の向上を促進し、公共交通ネットワークの強化につとめます。

2 - 2 - 5 - ②

バス交通機能の確保

(1) バス交通総合改善事業

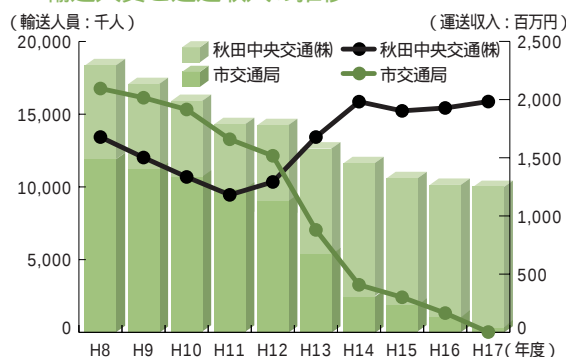
公共交通政策の将来ビジョン構築を視野に入れ、秋田市地域公共交通ネットワーク会議^(注2)を立ち上げ、地域特性や利用状況に応じた運行形態について検討します。郊外部における不採算路線については、市が事業主体となる委託運行などを実施することにより、市民の移動手段の確保と充実をはかります。

また、バス事業者による効率的な路線再編・ダイヤ改正を促進します。

(2) 地方バス路線維持対策事業

生活バス路線は、日常の市民生活を支える移動手段として重要であることから、運行ニーズの高いバス路線については、バス事業者に対し運行にかかる経費の一部を補助し、市民の移動手段の確保をはかります。

●輸送人員と運送収入の推移



目標

指標	現況	21年度目標
バス交通総合改善事業 〔バスなどの年度あたり利用者数〕	1,011万人	813万人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
2 バス交通機能の確保 (1) バス交通総合改善事業	【市】 委託運行の実施、運行形態の検討 【市民(バス事業者)】 運行形態などの見直しによる利便性向上 【市民】 地域の実情に即した運行形態の検討への参画	

注1) デマンド交通

電話などで乗車地と降車地を予約して、そこをバスやタクシーが運行する形態。

注2) 秋田市地域公共交通ネットワーク会議

本市の公共交通計画の策定や地域の需要に応じた公共交通の運行形態などについて協議・検討するため、平成19年度に設置予定の会議。市民代表、学識経験者、関係機関などの委員で構成する予定。

6 項 情報環境の充実

基本方針

- 地域間の情報格差を解消し、より多くの市民がインターネットや携帯電話などのICT^(注1)を活用できる環境づくりを進めるため、民間による高速通信回線網などの情報通信基盤整備を促進します。



主要施策

2 - 2 - 6 - 1

情報環境の整備

(1) 情報通信基盤の整備促進

高速通信回線網や携帯電話など情報通信基盤の整備促進について、民間通信事業者などに働きかけることで、地域間の情報格差の解消をはかります。

(2) ICT活用における安全性の確保

インターネットや携帯電話などのICTの活用には潜在的な危険性とその防止策について、ホームページなどにより周知・啓発を行い、市民がICTを活用する際の安全性の確保をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
情報通信基盤の整備促進 〔高速通信回線網未整備地域の世帯数〕	1,064世帯	700世帯
〔携帯電話完全不感地域の世帯数〕	443世帯	250世帯

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 情報環境の整備	【市】 技術開発の動向把握 国・県・民間通信事業者の動向把握 【市民】 整備に向けた住民意識の形成 情報通信技術の利活用	民間通信事業者との役割分担を明確にした事業促進

注1) ICT

Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来のITにこの概念を示すCを加えた用語として使用されている。